

一時預かり保育のご案内

「自分の時間をつくってリフレッシュしたい」「用事ができた」、保護者の通院やケガ、週3日以内の就労就学など
保育園にて一時的にお子さんをお預かりする「一時預かり保育」を実施しています。

対象児	市内在住の 5 か月～就学前で、一時的に保育の必要な児童 原則、保育所等に通っていないお子さんです		
利用区分	【非定型的保育】	・保護者の就労就学などによる利用 (原則週3日まで)	
	【緊急・一時保育】	・リフレッシュや用事、週1日程度の就労・就学などによる利用 (週1日程度)	
		・保護者が傷病、入院などによる利用 (週1日程度または同一月内で連続して14日まで)	
		・保護者が育児などに伴う負担解消などを図る必要があると認められた場合 (週 1 回程度または同一月内で連続して14日まで)	
定員	一日あたり10人(この内 1 歳未満児の利用は原則、2人まで)		
利用日時	月曜日～金曜日の8:30～17:00の中で、保護者が必要な時間 (国民の祝日及び年末年始は除く)		
利用料金	1歳未満児 2,900円/1日 3歳未満児 2,500円/1日 3歳以上児 1,500円/1日 給食・おやつをご利用の場合は 別途1日300円が必要となります。 ※上記年齢区分は 4 月1日の満年齢によります。ただし1歳未満児については1歳の誕生日前日まで ※家庭の状況に応じて利用料金の減免制度があります。裏面の必要書類【B】を見てください。		
申込方法	登録	★初めての利用には「新規登録」が必要です。	
	利用申し込み	☆申込み開始日から 1 週間 ⇒入力フォームから申込み ※後日、抽選結果をコドモンか電話で連絡します。 ☆申込み開始日から 1 週間後以降 ⇒大島保育園へ電話か来所で、空き情報が確認できます。 ※利用人数を超えた場合はキャンセル待ちをお受けいたします。	

新規登録・申し込み
専用入力フォーム



URL:<https://logoform.jp/form/FUQz/119976>

【申込み開始日】

令和7年 4月～ 6月の利用 ⇒ 2月3日(月)9時～
令和7年 7月～ 9月の利用 ⇒ 5月1日(木)9時～
令和7年10月～12月の利用 ⇒ 8月1日(金)9時～
令和8年 1月～ 3月の利用 ⇒ 11月4日(火)9時～
令和8年 4月～ 6月の利用 ⇒ 2月2日(月)9時～

【利用までの流れ】

1 登録・利用申し込み

まずは、表面から登録と利用申し込みをします。

2 利用申請

仮予約ができたら

右の「一時預かり事業利用申請専用フォーム」から申請

3 面接・必要書類の提出（初回、又は久しぶりの利用の方のみ）

電話で面接日を決めます。

必要書類【A】を持って、お子さんと一緒に来てください。

4 利用承認

利用日が決定したら、「一時預かり事業利用承認通知書（第3号様式）」をお渡しします。

5 利用料金の支払い

① 納入通知書で支払う・・・指定期日までに金融機関にてお支払い

② 現金／キャッシュレス決裁で支払う・・・利用当日に大島保育園窓口にてお支払い

一時預かり事業利用申請専用フォーム



<https://logoform.jp/form/FUQz/164336>

【必要書類について】

川崎市のHPからダウンロード、または大島保育園事務室にあります。

		利用区分	
		非定型	緊急・一時
【A】 面談時 必要書類	緊急連絡票		○
	一時預かり保育食事・健康状態記録票		○
	一時預かり保育健康診断書		○
	保険証(コピー)・乳児医療証(コピー)		△ 利用状況による
	就労・就学証明書(自営の場合は自営を証明するもの)		○
【B】 減免の 対象と 必要書類	生活保護受給世帯	生活保護受給証明書	
	市民税非課税世帯	市民税非課税証明書（同一世帯保護者全員分）	
	年収360万未満世帯	課税(非課税)証明書（同一世帯保護者全員分）	
	里親に委託されている児童	児童委託証明書	
	児童扶養手当受給世帯(ひとり親世帯)	児童扶養手当証明書	
	第2子児童 第3子以降の児童 多胎児児童	住民票の写し等、利用児童が同一世帯と証明できる書類	

※キャンセル待ちの方がいらっしゃいますので、利用の必要がなくなった場合は、早めに連絡してください。

【申込・問合せ】

川崎区保育・子育て総合支援センター 大島保育園

受付時間:平日9:00～17:00（祝日・年末年始を除く）

住所:川崎区大島4-17-2（大島5丁目バス停から徒歩約5分）

電話・FAX:044-222-7252

大島保育園 一時預かり保育

HP はコチラ ↓

